

## 第330回（第22期第3回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和4年3月17日（木） 14：10～

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所3F会議室

### 1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1番）	大西 寿春（2番）	吉田 篤司（3番）
前田 芳樹（4番）	池田 速人（5番）	小谷 茂雄（7番）
林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）	

### 2 欠席委員（敬称略）

升谷 健（6番） 長府 吉信（10番）

### 3 議題

- (1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (2) 令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について
  - ①くろまぐろ（大型魚）（報告）
  - ②くろまぐろ（小型魚）（諮問）
- (3) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
  - ①するめいか
  - ②くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- (4) 隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）
  - ①沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について
  - ②つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について
- (5) 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について（報告）
- (6) 新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について（報告）
- (7) 隠岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告）
- (8) その他

### 4 挨拶

事務局長（池田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）  
会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）  
水産部長（為石） 挨拶（省略）

### 5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名  
議事録署名者：5番 池田委員、7番 小谷委員

#### (1) 島根県資源管理方針変更について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事1は諮問です。島根県資源管理方針の変更について事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（渡邊）

～資料1により以下の内容について説明～

- 改正漁業法の施行により、県のTAC管理に係る根拠がTAC計画から資源管理方針に移行。

- 資源管理方針には必要最小限の内容のみとし、これまで TAC 計画に規定していた小型魚保護等の自主的資源管理措置はガイドラインに移行。
- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象とした支援事業は、漁業者が作成する資源管理計画で定めた、自主的管理措置の履行が要件。
- くるまぐろにかかる資源管理計画は、従前は TAC 計画で定めた事項の遵守であったが、法改正後はその根拠が資源管理方針となった。
- そのため、履行確認対象が漁獲量の管理・報告となったが、従前と同様に「消化率が 7 割超過後は小型魚の放流に努めること」を対象とするように変更する。

#### 議長（9 番：亀谷委員）

諮問のあった内容について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

#### 5 番：池田委員

資料 9 頁に記載のある近年の生産量、生産額、漁業就業者数の根拠はそれぞれ何か。漁獲量、生産額が資料 8 の数字と大きく異なっており、直近数字を採用すべき。

#### 県庁水産課（渡邊）

数値については直近のものではない。方針の内容については国の事前確認を受けており、次回改正のタイミングで変更を検討させていただきたい。

#### 2 番：大西委員

漁業就業者数で言えば、正・準組合員は合わせて 6,000 人ほどいて、直近の数値と異なる気がするが。

#### 県庁水産課（渡邊）

センサス等をもとに作成しており、根拠となった元データが何か今すぐ回答することができない。数値については次回改正のタイミングで最新の値に変更を検討させていただきたい。

#### 2 番：大西委員

組合員の数は急に大きく変わるものか。

変更は次回でも問題ないが、正確な数値は分かり次第教えていただきたい。

#### 県庁水産課（渡邊）

数値の増減についてはどのデータを根拠としたかによる。

#### 5 番：池田委員

資源管理については遊漁船業者にも啓蒙する必要がある。漁獲量等まったく把握できてないのでは。

#### 水産部長（為石）

遊漁者についても、昨年 6 月から委員会指示により採捕の制限が始まっている。

国も漁業者のみが資源を利用しているわけではないと認識はしている。

遊漁船業者は経営体がさまざまであるため、まずは遊漁船団体など組織化しているところから徐々に周知していく。

#### 4 番：前田委員

資源管理計画廃止に伴い、資源管理方針関係の各種補助金はなくなるのか。

#### 水産部長（為石）

今回の議題はこれから計画から方針に移行するという内容であるため、まだ移行が完了してはいるわけではない。そのため補助金等について今後変更等があるようであれば、その時に国から説明がある。現状では継続している。

#### 1 番：牧野委員

4 頁漁業収入安定対策事業について、収入増減の基準は何か。

#### 県庁水産課（渡邊）

基準収入（5 中 3 の平均値）に基づく。

#### 水産部長（為石）

従来の共済対象が青色、新たに国支給分が赤色部分となっており、従来よりも手厚いものとなっている。

1 番：牧野委員

違反があったりすると対象から外れるか。

水産部長（為石）

そのとおり。

議長（9 番：亀谷委員）

他に質問はないか。

全委員

異議なし。

議長（9 番：亀谷委員）

それでは議題 1 について異議ない旨答申することとし、議題 1 の審議を終了とします。

## (2) 令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について

議長（9 番：亀谷委員）

議題 2 は報告と諮問です。令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料 2 により以下の内容について説明～

①くろまぐろ（大型魚）（報告）

- 2 月 21 日付で、枠の融通により定置漁業の配分が 30.5 トン→30.8 トンの 0.3 トン増となった。
- その他の配分について変更なし。

②くろまぐろ（小型魚）（諮問）

- 令和 4 年 3 月 10 日時点の県全体の消化率は 76.5%（残 23.7 トン）。
- 消化率メリットとして、前年度消化率の高い（8 割以上）県に対しては手厚く配分される見込み。
- 隠岐ではすでに 9 割を達成しているが、消化率メリットを受けるためには県全体で達成する必要がある。
- 沿岸くろまぐろ漁業者は TAC を消化しきる目途が立っていないが、定置漁業では漁獲上限目安が不足している経営体が散見しているため小型魚について、沿岸くろまぐろ漁業及びその他漁業から、定置漁業に枠を委譲し、以下のとおり配分したい。
  - ・定置漁業：27.7 トン→37.7 トンの 10.0 トン増。
  - ・沿岸くろまぐろ漁業：72.1 トン→63.0 トンの 9.1 トン減。
  - ・その他の漁業：1.0 トン→0.1 トンの 0.9 トン減。

議長（9 番：亀谷委員）

報告のあった内容について皆様ご意見はありますでしょうか。

1 番：牧野委員

定置の枠をさらに増やすことはできないか。また、隠岐海区から増枠の要望を挙げることは可能か。

県庁水産課（渡邊）

国全体で TAC の大枠が決まっているため、増枠は難しい。

しかし、実際に枠が足りなくなったところに、余っている県から融通することは制度上可能。

2 番：大西委員

くろまぐろが今の時期にまだ定置に入るのか。

県庁水産課（渡邊）

定置にはまだ入っている。一方で釣りの方ではまぐろがいるもののなかなか釣れていない状況。

2 番：大西委員

枠を獲り残すと次年度は枠を減らされるか。

県庁水産課（渡邊）

一割を上限とし、一定量は次年度に繰り越すことができる。

水産部長（為石）

今回の内容は、沿岸の配分を定置に融通することで消化率メリットを利用し、来年度の県全体の枠を増やしていこうというもの。

4番：前田委員

去年11月ごろは定置に入っても、枠がないため逃がさないといけない状況であった。このように定置に配分がしっかり渡ることは適切。

議長（9番：亀谷委員）

ほかに質問等ありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告、諮問を了解することとし、議題2の審議を終了とします。

**(3) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）**

議長（9番：亀谷委員）

議題3は諮問です。令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定等について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（渡邊）

～資料3により以下の内容について説明～

① するめいか

- 令和4管理年度国全体でのTACは57,000トン→79,200トンの22,200トン増となった。
- 過去3ヵ年（H30～R2）の漁獲実績の比例に基づき、配分を決定。
- 島根県は現行水準となるが、目安数量としては、547トン。

② くろまぐろ

小型魚

- 島根県の配分は78.5トン→89.3トンの10.8トン増となった。
- 内訳は以下のとおり。
  - ・沿岸くろまぐろ漁業：54.5トン→61.0トンの6.5トン増。うち隠岐は21.2トン→23.7トンの2.5トン増。
  - ・定置漁業：20.7トン→24.6トンの3.9トン増。うち隠岐は4.0トン→4.8トンの0.8トン増。
  - ・その他漁業：0.8トン→0.9トンの0.1トン増。
  - ・留保枠：2.5トン→2.8トンの0.3トンの増。

大型魚

- 島根県の配分は23.3トン→25.5トンの2.2トン増となった。
- 内訳は以下のとおり。
  - ・定置漁業：22.1トン→24.2トンの2.1トン増。うち隠岐は4.3トン→4.7トンの0.4トン増。
  - ・留保枠：1.2トン→1.3トンの0.1トン増。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について何かご質問、ご意見はありますか。

1番：牧野委員

定置に入るくろまぐろは逃がしているが、大中まきから定置に対して5トンでも10トンでも分けることは可能か。

県庁水産課（渡邊）

県が仲介して要望を挙げることはできるが、相互の了承が必要となるため大中まきが承諾しなければ実現はしない。

水産部長（為石）

ピンポイントで大中まきから絞れということは難しいが、国に要望を出して余ったところから枠をもらうことはできるため、他から枠をもらうこと自体はできるかもしれない。

5番：池田委員

大中まきはどこでも操業できるが、沿岸はそうはいかない。配分の段階で沿岸に配慮していただきたい。

県庁水産課（渡邊）

当初配分の時点で沿岸に優先している。

議長（9番：亀谷委員）

その他ご質問、ご意見ありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとし、議題3の審議を終了とします。

#### （4）隠岐海区漁業調整委員会指示について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

議事4は協議事項です。隠岐海区漁業調整委員会指示について事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐々木）

～資料4により以下の内容について説明～

① 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について

- これまで隠岐周辺10マイル以内で3トン以上の船を用いていか釣りをする場合は、操業区域や灯火の制限を設けており、隠岐海区の承認を受けるよう指示を発出していた。
- 指示の期間が令和4年4月30日に切れるため、5月以降も指示を継続する。
- 指示の有効期間は3年間。
- 取扱方針及び取扱要領のうち、隠岐郡に住所を有し隠岐管内の漁協に属する者については、承認証を交付する代わりに、承認者一覧表にて管理するよう改正。
- これまで漁協への聞き取りにより隻数を把握してきたが、その内容を表記し、かつ漁業者に負担のない形で承認事務をしていく。

② つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について

- 毎年6月1日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートル以内でのしいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの操業や、遊漁での釣りを禁止している。
- 指示の有効期間が令和4年5月末で切れるため、有効期間を3年間延長する。

議長（9番：亀谷委員）

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

新たにいか釣り承認者を一覧に記載するだけか。

農林水産局（佐々木）

そのとおり。隠岐管内の漁協に所属する漁業者については、一覧表にて管理させていただく。なお、近年、

隠岐近海で漁場が形成されず、県外船の入漁実績はない。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題4について異議ない旨回答することとし、議題4の協議を終了とします。

### （5）漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題5は報告です。漁業権の一斉切替えに係る漁場計画案について事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐々木）

～資料5により以下の内容について説明～

- 素案について、各地区の要望や意見を調整した上で作成。
- 共同漁業権について、第一種：16件、第二種：15件で、新規漁業権・廃止漁業権はなし。
- 定置漁業権は9件で、新規漁業権・廃止漁業権はなし。
- 区画漁業権は藻類23件、貝類42件、魚類2件。
- うち新規漁業権5件、廃止漁業権はなし、漁場区域等の変更4件。
- 島後で新規が2件、西ノ島で2件、知夫で1件。
- 対応が困難な事情がある場合を除き、漁場の区域を緯度経度による表記で定める。
- 基点による表記の方が分かりやすい場合も多いため、区画漁業権及び定置漁業については、基点に併記する形で緯度経度を表記。
- 共同漁業権についてはこれまで通りの基点で区域を表記。

議長（9番：亀谷委員）

事務局から説明がありましたが、ご意見等ありますでしょうか。

5番：池田委員

区第95号の藻類養殖漁業とは具体的にどういったものか。

農林水産局（佐々木）

わかめやこんぶなどの養殖を指す。今津地区から新たにこんぶを追加したい要望を受けている。

5番：池田委員

近年、藻類は温暖化の影響で成長が悪い。

他の地区でわかめをやっているところは同様に藻類養殖業として、こんぶ等が追加されるのではないか。

農林水産局（佐々木）

漁協へ聞き取りしたが、他地区では変更したいという要望がなかった。

当該地区ではこれまで試験的に藻類養殖を行ってきており、実績もあるためこれから本格的に取り組む。

他地区ではまだ試験的に行っていないのではないか。

5番：池田委員

承知した。

もう一点質問だが、藻類の漁業時期が10月から開始になっている根拠は何か。通常は水温が下がりきらないためわかめの養殖開始は11月から行っており、10月から始めることはない。

10月から許可が出ていると、実際には養殖を始めるのは11月からでも、その間は占有している場所ではほかの漁業者の操業等に支障が出るため困っている。

議長（9番：亀谷委員）

隠岐全体で操業時期が10月からとなっているか。

農林水産局（佐々木）

現行の免許では隠岐全体で10月からとなっている。

事務局長（池田）

時期については漁協を通じて確認をしている。免許自体は10月から出ているが、10月1日からすぐに占有

できるものでない。当然、各地区で事情も異なるであろうから、実態に合わせて地元の調整もあるためできるよう少し幅を持った形で免許を定めている。

#### 県庁水産課（渡邊）

10月から免許を受けているからといって、養殖施設を入れるまでの間は漁場を使っていない以上、そこで何かあったからといってすぐに漁業権侵害等で訴えることはできない。しかし、実状からかけ離れて必要以上に長い期間となっているのは適切でない。

今後地区ごとの実態について調査していく中で変更の必要性について精査していく。

#### 2番：大西委員

漁業権の行使に関係なく、実際に10月から許可が下りていれば養殖施設が入ってなくとも地元の者は遠慮してしまう。

#### 4番：前田委員

区画漁業権の内容は漁業者からの要望に基づいたものである。具体的な問題が実際に生じてから、内容を修正していけばよいと考える。今のままでよいのでは。

#### 水産部長（為石）

それぞれの立場で互いに意見があると思われるが、最も効率的な計画とする必要がある。

漁業権の一斉切替えに係る手続きについて、新たにパブコメが追加されたため、そこで地区としての意見をいただくことができれば、県として意見を取り入れた計画案を練っていきたい。

今回はあくまで計画素案の報告であるため、今回の件については今後整理していく方向で進めさせていただきたい。

#### 議長（9番：亀谷委員）

きめ細やかな調整をお願いしたい。それでは以上の報告を了解することとし、議題5の審議を終了とします。

### (6) 新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について（報告）

#### 議長（9番：亀谷委員）

新たな資源管理（TAC魚種の拡大）の進捗について事務局より説明をお願いします。

#### 県庁水産課（渡邊）

～資料6により以下の内容について説明～

- コロナの関係でなかなか開催できないが、新たな資源管理について水産庁から説明を行いたい。
- 水産庁HPにも情報が掲載されているため、日ごろからチェックしていただきたい。

#### 議長（9番：亀谷委員）

将来的には200種くらい対象になるのか。

#### 県庁水産課（渡邊）

水産庁としては、種ベースではなく漁獲量で8割のTAC管理を目指している。

#### 1番：牧野委員

最近では定置もまき網もいわしが好調で嬉しいところだが、TAC管理になると思うと複雑なところ。マイワシについては、今年すでにながりの量を消化している。

#### 県庁水産課（渡邊）

タイミングをみて県から留保枠からの追加配分を要望する準備をしている。

国の留保枠も限られているためできるだけ多くもらえるよう努めるが、資源も無限にあるわけでもないため、現場の方でも単価を調整していただきたい。

#### 1番：牧野委員

隠岐海区から増枠を要望したいが。

#### 水産部長（為石）

海区からの正式な要望といった形ではないが、この場でそういった話があったということを伝え、しっかり

と要望していく。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題6の報告について了解することとし、議題6の審議を終了とします。

## （7）隠岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可等の取扱方針の一部改正について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題7は報告です。事務局より説明を求めます。

農林水産局（佐々木）

～資料7により以下の内容について説明～

- 取扱方針の趣旨の3条に変更の許可の審査基準を新たに設定。
- 関係者間の事前合意なしに操業区域の拡大等の制限措置を変更できないようになった。

議長（9番：亀谷委員）

報告のあった内容について委員の皆様のご意見、ご質問はありますでしょうか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとし、議題7の審議を終了とします。

## （8）その他

議長（9番：亀谷委員）

以上で議事は終了となりますが、その他として事務局から何かあればお願いします。

事務局長（池田）

令和3年の島根県漁業の動向について報告するが、時間の都合上、各自で資料を確認願う。

議長（9番：亀谷委員）

全体を通して委員の皆様からご意見ありますでしょうか。

2番：大西委員

最後に二点教えていただきたい。

去年6月ごろから遊漁船業者に対して、くろまぐろの採捕制限があったのか否か。

また、カキの養殖期間は周年でよかったか。

農林水産局（佐々木）

遊漁船業者に対して、令和3年5月31日より採捕制限（小型魚は採捕禁止、大型魚もその後すぐに枠が埋まったため採捕禁止）がかかった。

今年の5月末に今の指示が切れるため、6月以降にまた新しい指示が出される見込み。

カキは周年である。

議長（9番：亀谷委員）

その他ありますでしょうか。

全委員

なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（池田）

次の開催は6月ごろを予定している。内容としてはR4のサバ類、ズワイガニのTAC諮問などを予定している。場所はJFしまね西郷支所にて開催予定。

議長（9番：亀谷委員）

委員の皆様から何かありませんか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。

それでは以上をもちまして閉会とします。皆様ありがとうございました。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	企画員	渡邊 朋英
隠岐支庁農林水産局	水産部長	為石 起司
	主任	佐々木 雄基
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	池田 博之
	書記	藤井 恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

5番

議事録署名者

7番